

議案第 4 9 号

紫波町印鑑条例の一部を改正する条例

紫波町印鑑条例（昭和50年紫波町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
（印鑑登録証明書の交付） 第13条 被登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて町長に申請しなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けた被登録者が当該個人番号カードを提示して自ら申請するときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。 2 略 3 前 2 項の規定にかかわらず、被登録者は、<u>個人番号カード</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第 153号）第22条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備のうち、同法第35条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証	（印鑑登録証明書の交付） 第13条 被登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて町長に申請しなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）<u>又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319号）第19条の15の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第71号）第16条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）</u>の交付を受けた被登録者が当該個人番号カード<u>又は特定在留カード等</u>を提示して自ら申請するときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。 2 略 3 前 2 項の規定にかかわらず、被登録者は、<u>個人番号カード、特定在留カード等（これらのうち、</u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第 153号）第22条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）<u>又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備のうち、同法第35条の 2 第 1 項</u>

明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものをいう。)を用いて、自ら多機能端末機(町の電子計算組織と通信回線により接続された端末機で、証明書その他の書類を発行する機能を有するものをいう。)を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものをいう。)を用いて、自ら多機能端末機(町の電子計算組織と通信回線により接続された端末機で、証明書その他の書類を発行する機能を有するものをいう。)を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 14 日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 5 9 号)の施行に伴い、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者がその申請に当たり提示し、又は用いるものに特定在留カード等を加えようとするものである。これが、この条例を提出する理由である。